

## 役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ホサナ福祉会の役員の報酬及び旅費について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事、監事、評議員及び評議員選任解任委員をいう。

(理事会の出席)

第3条 役員が理事会、評議員会及び評議員選任解任委員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(役員の報酬)

第4条 役員が理事会、評議員会及び評議員選任解任委員会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 監事が法人及び施設の指導検査への立会い及び運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 別表1別表2の役員報酬額は源泉徴収その他の控除を行った後の額とする。

(出張旅費)

第5条 役員が、法人業務のため出張する場合は、旅費を支給することができる。

2 旅費は、法人の職員の「旅費規程」に準じて支給する。

(適用除外)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第7条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会（定款10条）の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する

この規程は、令和 4 年 3 月 19 日第4条第3項を追加する。

### 別表1

名 称	報 酬
理事会、評議員会、評議員選任解任委員会出席報酬	10,000 円

### 別表2

名 称	報 酬
理事長業務報酬	5,000 円
理事業務報酬	5,000 円
監事監査指導報酬	5,000 円